

土地改良補償士資格試験事業実施規程（改正案）

制 定 平成24年3月13日

改正案	現行
<p>(資格試験) 第5条 改正なし</p> <p>2 改正なし</p> <p>3 資格試験の受験資格は、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に<u>5年以上</u>従事した者、若しくは管理技術者、照査技術者又は主任技術者として<u>3年以上</u>従事した者であること。また、国、地方公共団体の職員については、土地改良事業関係の用地補償業務に<u>15年以上</u>従事し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し登録した者とする。</p>	<p>(資格試験) 第5条 会長は、土地改良補償士の資格登録を受けようとする者を対象に、総合用地補償業務に関する研修及び専門知識についての資格試験を毎年度1回行う。</p> <p>2 会長は、資格試験を実施するに当たり「土地改良補償士資格試験本部設置規則」に定める試験本部を設置する。</p> <p>3 資格試験の受験資格は、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に<u>10年以上</u>従事した者、若しくは管理技術者、照査技術者又は主任技術者として<u>5年以上</u>従事した者、又は国、地方公共団体の職員については、土地改良事業関係の用地補償業務に<u>20年以上</u>従事し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し登録した者とする。</p>

※土地改良補償士資格試験申込みHP【受験資格】に記載している下記内容は、削除する。

なお、土地改良事業関係の用地調査等業務に、管理技術者、照査技術者又は主任技術者として5年間で10件以上従事している場合は、管理技術者、照査技術者又は主任技術者として5年以上従事した者とみなす。